

## 平成29年第4回墨田区議会定例会提出予定案件

### 予算

- 1 平成29年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成29年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成29年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成29年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

### 条例

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 すみだ健康ハウス条例を廃止する条例
- 4 墨田区児童館条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区特定法定外公共物等管理条例
- 6 墨田区有通路条例
- 7 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

### その他

- 1 墨田区地区会館の指定管理者の指定について
- 2 地域集会所の指定管理者の指定について
- 3 墨田区押上保育園の指定管理者の指定について
- 4 墨田区あおやぎ保育園の指定管理者の指定について
- 5 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について
- 6 墨田区長浦保育園の指定管理者の指定について
- 7 両国子育てひろばの指定管理者の指定について
- 8 文花子子育てひろばの指定管理者の指定について
- 9 いきいきプラザの指定管理者の指定について

## 平成29年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要

### <条例>

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由  
区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大する。
  - (2) 内容、施行期日等  
別紙1のとおり
  
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由及び内容  
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(29.3.31 公布、29.10.1 施行)を踏まえ、再任用短時間勤務職員の育児休業に関し、子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができる場合として条例で定める場合を規定するほか、人事院規則の一部改正(29.3.31 公布、29.4.1 施行)を踏まえ、保育所等における保育の実施の希望が叶えられなかった場合が、再度の育児休業、育児休業の再延長等の要件たる特別の事情に当たることを明確化する。
  - (2) 施行期日  
公布の日
  
- 3 すみだ健康ハウス条例を廃止する条例
  - (1) 廃止理由及び内容  
すみだ健康ハウスにおける施設詳細調査の結果を踏まえ、高温水供給管の破損状況、施設に係るコスト等を勘案し、検討した結果、区民の健康増進を目的とした保養施設の役割を終えたと判断したため、すみだ健康ハウスを廃止する。
  - (2) 施行期日等  
平成30年4月1日  
既に発行した前払式証票に未使用分の額がある場合は、当該額に相当する額の返還を受けること等ができることとする。
  
- 4 墨田区児童館条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由及び内容  
京成押上線連続立体交差事業に伴う高架下利用計画に基づき、京成押上線

高架下に次の児童館を公の施設として設置する。

[名称] 東向島児童館分館

[位置] 墨田区京島一丁目4番21号

[構造] 鉄骨造 地上1階及び中層階

[敷地面積] 623.60㎡

[延べ面積] 469.55㎡

[主な施設] 遊戯室

(2) 施行期日等

墨田区規則で定める日

指定管理者の指定の手續その他の準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

5 墨田区特定法定外公共物等管理条例

(1) 制定理由

道路法等の適用を受けない特定法定外公共物等の管理又は利用に関し必要な事項を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

6 墨田区有通路条例

(1) 改正理由

墨田区特定法定外公共物等管理条例の制定に伴い、制限等に関する規定を追加等するため、墨田区有通路条例の全部を改正する。

(2) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

7 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都市公園法の一部改正(29.5.12 公布、29.6.15 一部施行)及び都市公園法施行令の一部改正(29.6.14 公布、29.6.15 一部施行)により、公募対象公園施設である建築物を設ける場合の建蔽率の特例及び公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する上限の割合を区の条例で定めることとされたことに伴い、当該特例及び割合を定める。

(2) 施行期日

公布の日

<その他>

1 墨田区地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区地区会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 向島言問会館
- (2) 指定管理者 一般財団法人 墨田まちづくり公社
- (3) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 地域集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区地域集会所設置条例で設置している地域集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立川集会所外17施設
- (2) 指定管理者 一般財団法人 墨田まちづくり公社
- (3) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 墨田区押上保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区押上保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区押上保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 墨田区あおやぎ保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区あおやぎ保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区あおやぎ保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 厚生館
- (3) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

5 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区きんし保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区きんし保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 仁風会館
- (3) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

6 墨田区長浦保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区長浦保育園の指定管理

者を次のとおり指定する。

- ( 1 ) 施設の名称 墨田区長浦保育園
- ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 わかば会
- ( 3 ) 指 定 期 間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

7 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、両国子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- ( 1 ) 施設の名称 両国子育てひろば
- ( 2 ) 指定管理者 ライフサポート株式会社
- ( 3 ) 指 定 期 間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

8 文花子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- ( 1 ) 施設の名称 文花子育てひろば
- ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- ( 3 ) 指 定 期 間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

9 いきいきプラザの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、いきいきプラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- ( 1 ) 施設の名称 いきいきプラザ
- ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 カメリア会
- ( 3 ) 指 定 期 間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで